

「成人男性の皆さんへ」 風しんの抗体検査と予防接種のお知らせ

閩 健康増進課（保健福祉センター内） ☎25・2100

■対象者

・市に住民登録のある方で、昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性

■抗体検査・予防接種の受け方

①抗体検査を受ける

「全国の協力医療機関」「市で行う特定健康診査」または「勤務先の健康診査」の会場で、市の発行したクーポン券・本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど）を持参してください。後日、抗体検査の結果が返却されます。

※返却された抗体検査結果（抗体検査受診票本人控え用）は、大切に保管してください。

②判定結果を確認する

▼「定期接種対象」と判定

↓予防接種の対象となりますので、予防接種を受けてください。

▼「定期接種非対象」と判定

↓抗体がありますので、予防接種は必要ありません。

③予防接種を受ける（定期接種対象）と判定された方のみ

「全国の協力医療機関」で予防接種が受けられますので、抗体検査結果、予防接種のクーポン券、本人確認書類を持参してください。接種後に返却された予診票は、予防接種を受けた証明となりますので、大切に保管してください。

◎「全国の協力医療機関」や制

「国民健康保険」特定健診受診券を発送します

閩 伊奈庁舎国保年金課 ☎58・2111

発送は4月20日(月)を予定

市国民健康保険にご加入の40歳から74歳の方に、特定健診受診券（桃色）を発送します。みらい健診や受診可能な医療機関で特定健診を受診しましょう。詳しくは、特定健診受診券に同封されている案内をご確認ください。

特定健診受診券は、特定健診を受診する際に必要です。大切に保管し、受診する際は市国民健康保険証と一緒に持参してください。

※今年度の受診券発送は4月20日(月)を予定しています。受診券到着までの間に医療機関での受診を希望する場合には、国保年金課までお問い合わせください。

度の詳細は厚生労働省のホームページで確認できます。

■クーポン券の再発行

転入した方、クーポン券を紛失した方は、健康増進課へお問合せください。

昨年度配布のクーポン券有効期限を延長

令和元年度に交付したクーポン券の有効期限を、令和3年3月31日(水)までに延長しました。まだクーポン券を使用していない方は、手持ちのクーポン券で抗体検査・予防接種を受けることができます。

くらしのQ&A

【今月のテーマ】

注文していない商品を「代引き配達で送る」とのメールに注意

Q

注文した覚えがないのに「美顔器を代引き配達で送る」とのメールがスマートフォンに届きました。どうすれば良いでしょうか。(60代・女性)

A

注文していないなら、メールは無視する！

「注文していない商品を代引き配達で送るというメールが届いた」という相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。メールの内容は「美顔器のご注文ありがとうございます。明日、代引きで発送いたします。受取拒否をした場合、往復送料と手数料を請求します」というものです。メールの発信元を確認すると、意味のわからないカタカナの会社名が書かれています。

注文した覚えがなければ、メールは無視し、業者には絶対に連絡をしないようにしましょう。連絡をすると名前や連絡先などを相手に知らせることになり、別のトラブルを生むきっかけとなることがあります。もし商品が届いた場合は、配送業者に注文していないことを伝え、受け取らないようにしましょう。その際、伝票などで業者名や住所、電話番号を確認し、控えておきましょう。不安を感じたら、消費生活センターにご相談ください。

